

はだの環境マネジメントシステム
環境施設管理要領

初版制定 : 令和2年4月1日

秦野市

環境施設管理要領

1 目的

この要領は、上水道事業の業務に伴って環境に影響が有る水道施設の管理について、必要な事項を定めることを目的とする。

2 適用範囲

この要領は、上水道事業の施設の管理について適用する。

3 業務内容

(1) 管理対象施設

上水道事業の業務に伴って環境に影響を与える恐れのある施設で、次に定める環境要件により別表1「環境施設」に登録した施設とする。

ア 浄水場及び配水場。

イ 法令等の届出の必要な施設。

ウ 騒音を発生する次の施設。

(ア) 騒音規制法の特定施設を設置している施設。

(イ) 過去に騒音について苦情等の有った施設、及び水道施設を管理する水道施設課長が騒音の管理が必要と認めた施設。

(2) 環境施設の管理

ア 水道施設課長は、環境施設の管理を法令等に基づき実施する。

イ 水道施設課長は、施設管理担当職員に業務を割り当て遂行する。

ウ 施設管理担当職員は、施設管理手順書に基づき点検を行い、その結果を水道施設課長に報告する。

エ 業者による施設点検管理は以下により実施する。

(ア) 施設管理担当職員は、施設点検管理に関する仕様を作成し、水道施設課長の決裁を得てから執行する。

(イ) 業者は点検終了後、点検結果を業者仕様の報告書で水道施設課長に報告し承認を得る。

環境施設管理要領

4 対応

- (1) 施設点検の結果、環境に影響を与える若しくは恐れのある場合は、様式例 1「機器修理故障報告書」及び様式例 2「施設状況報告書」により水道施設課長に報告する。
- (2) 業者による施設点検結果も同様とする。

5 健康診断の実施

- (1) 水道の施設管理に携わる職員は、6ヶ月毎に定期健康診断を行い伝染病の有無の確認を行う。
- (2) 水道施設の管理に携わる職員に伝染病が発生した場合、又はその恐れのある場合は、臨時の健康診断を行う。
- (3) 定期、臨時の健康診断結果は、健康診断委託業務の受注機関が発行する「試験検査報告書」により水道施設課長に報告する。水道施設課長は職員の健康上問題がある場合、関連部署に報告する。
- (4) 水道施設課長は、健康上問題のある職員を健康上の問題が解決するまでの間、直接施設管理に携わる業務に就労させない。
- (5) 年間の健康診断結果は様式例 2「健康診断結果報告書」をまとめて水道施設課長に報告する。

6 記録と保管

- (1) 様式例 1「機器修理故障報告書」及び様式例 2「施設状況報告書」は、水道施設課で保管する。保管の期間は5年とする。
- (2) 定期、臨時の健康診断結果である「試験検査報告書」は、水道施設課で保管する。保管の期間は5年とする。

7 関連文書

- (1) 配水場等管理手順書
- (2) 浄水場管理手順書
- (3) 軽油タンク取扱手順書
- (4) 次亜塩素酸ナトリウム取扱施設管理手順書
- (5) 廃 PCB 使用電気機器保管手順書

環境施設管理要領

別表 1 環境施設
環境施設

No.	施設名	環境要件			管理の頻度		
		薬品使用	法令対象	騒音発生	日常	月次	年
1	城山配水場	○	◎△	◇	○	☆	☆
2	内久根配水場				○		
3	広畑配水場	○	◎△	◇	○	☆	☆
4	八幡山配水場	○	◎△		○	☆	☆
5	金井場配水場	○	◎△		○	☆	☆
6	向山配水場	○	◎△		○	☆	☆
7	栃窪取水場						○
8	峠配水場				○		
9	千村配水場	○	◎△		○	☆	☆
10	堀山下深沢配水場	○			○		
11	堀山下高区配水場		◎		○	☆	☆
12	堀山下中区配水場	○☆	◎△		○	☆	☆
13	堀山下低区配水場	○			○		
14	戸川取水場	○			○		
15	三廻部高区配水場				○		
16	神明開戸配水場	○			○		
17	菖蒲配水場				○		
18	柳川配水場	○			○		
19	八沢大久保配水場	○			○		
20	湯の沢高区配水場	○	◎		○	☆	☆
21	六間配水場	○			○		
22	本町第8取水場	○			○		
23	本町第11取水場	○			○		
24	本町第12取水場	○			○		
25	本町第13取水場	○			○		
26	東田原取水場	○			○		
27	船道取水場	○			○		
28	山居配水場	○			○		
29	古堂配水場				○		
30	横野配水場	○			○		
31	菩提高区配水場	○			○		
32	菩提低区配水場				○		
33	羽根配水場	○			○		
34	蓑毛配水場	○			○		
35	寺山配水場	○			○		
36	名古屋配水場	○			○		
37	落合配水場	○			○		
38	岩井戸取水場		◎△			☆	☆
39	峰の下取水場		◎△			☆	☆
40	秦野田取水場		◎△			☆	☆
41	猿渡取水場		◎△			☆	☆

環境施設管理要領

42	沼代取水場		◎△			☆	☆
43	二太子送水ポンプ場		◎□△			☆	☆
44	小原境取水場		◎			☆	☆
45	小羽根取水場		◎△			☆	☆
46	沢の下取水場		◎			☆	☆
47	久保取水場		◎			☆	☆
48	羽根取水場		◎			☆	☆
49	菩提取水場		◎			☆	☆
50	政ヶ谷戸取水場		◎			☆	☆
51	下河原取水場		◎			☆	☆
52	渋沢送水ポンプ場		◎			☆	☆
53	柳川取水場(深井戸)		◎			☆	☆

注1 環境要件の薬品使用欄

○印：次亜塩素酸ナトリウムの使用施設

☆印：ポリ塩化アルミニウムの使用施設

注2 環境要件の法令対象欄

◎印：自家用電気工作物対象施設

□印：危険物貯蔵所対象施設

△印：少量危険物貯蔵所対象施設

注1 環境要件の騒音発生欄

◇印：騒音規制法対象施設

注1 管理の頻度欄

○印：水道施設課による管理

☆印：業者による管理

環境施設管理要領

様式例 1

機器修理故障報告書

課長	水道技術管理者	課長代理	担当員	報告者	発生日時	
					令和	年 月 日
					(AM・PM)	:
施設名				機器名		
故障等の状況						
プロセスに対する影響						
故障原因並びに処置						
指示及び指導	課長代理					
	課長 水道技術管理者					
備考						

環境施設管理要領

様式例 2

施設状況報告書

令和 年 月 日

課長	水道技術管理者	課長代理	担当員	報告者	確認年月日
					令和 年 月 日()
施設名					
報告件名					
施設状況					
処置 及び 対策					
指示 指導					
備考					

環境施設管理要領

制定改訂履歴

版	改訂日付	改訂条項	改訂内容	作成 (起案)	審査	承認 (決裁)
00	R2.4.1		初版発行	太田浩一	高橋邦彦	藤間雅浩